

統一特許訴訟制度を創設する協定の締結交渉の開始の欧州委員会への授權を目的とする、理事会に対する欧州委員会勧告*

中村 匡志 (訳)**

抄録 本稿は、欧州委員会が理事会に対して「統一特許訴訟制度 (UPLS) を創設する協定」締結交渉の授權を求めて2009年3月20日に公表した勧告の全訳である。UPLS構想は、欧州特許訴訟協定 (EPLA=European Patent Litigation Agreement, Europäisches Übereinkommen über Patentstreitigkeiten) 構想¹⁾を発展的に継承するものであり、現行の欧州特許のみならず、計画中の欧州共同体特許をも管轄下に収めようとする点が特徴的である。その他、本文書においては、欧州司法裁判所の役割を含め、裁判所の機構や訴訟類型等の具体的な制度構想についての全体像が明らかにされている。なお、訳出に当たっては基本的にドイツ語版を底本としたが、英語版によるほうが適切な箇所については、適宜英語版によった。また、[] は訳者の挿入句である。以下に、本翻訳を記載する。

目次

A. 提出理由

1. 序
2. 統一特許訴訟制度を創設する協定の構想
3. 当該交渉への欧州共同体の参加

B. 勧告

別記 交渉指針

A. 提出理由

1. 序

欧州委員会は、欧州共同体・欧州共同体加盟国・その他の欧州特許条約 (1973年10月5日の欧州特許の付与に関する条約)¹⁾ 締約国²⁾を当事者とする、統一特許訴訟制度 (einheitliches Patentgerichtssystem, Unified Patent Litigation System) の創設に関する協定を締結することを目的として、交渉を開始すべきことを提案する。統一特許訴訟制度において創設さ

れる裁判所機構は、既存の欧州特許と今後創設される欧州共同体特許の双方について、裁判管轄を有するものとする。欧州特許に関しては、欧州特許条約 (欧州特許の付与に関する条約) 締約国のうち、上記協定の原加盟国とならない国も、後日、上記協定に加盟できるようなものとする。

EUレベルにおいて (例えば特許により) 工業所有権を保護することにより、欧州共同体における物品の越境的な製造・販売は促進されるが、これは、域内市場の機能向上に対する直接の貢献となるものである。さらに、これは、欧州経済地域³⁾内の通商にも関わるものでもあり、欧州経済地域協定のすべての締約国に対しても関連性を有する。

特許は、工業所有権制度において重要な役割を果たす。特許は、イノベーションを刺激し、

** 欧州経済新聞社取締役社長
Tadashi NAKAMURA

イノベーションに報酬を与え、新製品や新方法の開発を成功に導く。欧州においては、現下のところ特許制度が〔国境に分断されて〕パッチワーク状となっており、しかも、統一の特許権原 (Schutztitel, title) も統一特許訴訟制度も存在しないため、とりわけ中小企業にとっては、特許制度の活用は困難かつ高額なものとなっており、また、特許権の実効的な権利行使は妨げられている。

複数の欧州共同体加盟国において自らの発明を保護したいイノベーション企業は、現在のところ、各国の国内特許か欧州特許のいずれかを通じて、このような保護を受けることができる。欧州特許は、欧州特許庁により付与されるものであるが、欧州特許庁は、欧州特許条約により創設されたものであり、〔同条約の〕現在の締約国は35か国である。締約国となっているのは、EU加盟国のほか、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー等である。

特許の効力や特許侵害の疑いに関する紛争について、民事裁判権分野の欧州共同体法規定は、「特許の効力に関する手続は、当該特許が登録されている加盟国の裁判所によって決せられる」旨を定めている。侵害訴訟については、被告の住所地たる (wo der Beklagte niedergelassen ist, of the defendant's domicile) 加盟国の裁判所、又は、損害が発生した (もしくは発生しうる) 加盟国の裁判所にも、これを提起することができる。1988年及び2007年のルガーノ条約⁴⁾でも、スイス・ノルウェー・アイスランドについて同様の準則が適用される。この制度の当然の帰結として、訴訟が複数法廷地化するということが挙げられる。なぜなら、企業は、特許が効力を有するすべての加盟国において、同時に訴訟を遂行することを強いられる可能性があるからである。関係者が再三に亘って指摘するところによれば、この制度により著しい費用負担と複雑性と法的不安定性 (異なる加盟国

の裁判所が互いに異なる判断をする可能性があることによる) がもたらされている。2006年の諮問⁵⁾においても同様に、現行の特許裁判制度が、とりわけ越境的性質を有する問題について法的不安定性をもたらししていることが明らかとなった。また、この制度が域内市場の要請に適合するものであるかも疑問視された。

2007年4月3日の欧州委員会告示によれば、今日において特許訴訟手続数が最も多い4つの加盟国 (ドイツ・フランス・イギリス・オランダ) における並行的な訴訟手続の費用総額は、第一審において31万ユーロないし195万ユーロ、第二審において32万ユーロないし139万ユーロである。つまり、現在のところ、EUにおける特許訴訟手続は、すべての関係者にとって不必要に高額なものとなっている。特許訴訟にはリスクが伴い、また、統一の特許権原が存在しないために、とりわけ中小企業や個人発明者が特許制度を活用することは難しく、欧州におけるイノベーションと競争力に悪影響を及ぼしている。

現在、欧州委員会は、ブリュッセル第一規則²⁾の適用に関する報告書を作成しており、この報告書は、〔国際民事手続法における〕欧州共同体＝ルガーノ体制⁴⁾の主たる欠点を取り上げている。統一特許訴訟制度を創設することは、並行的な国内訴訟手続による高額な費用や、かかる手続の調整に関する欠点に対する回答となる。

統一・統合された欧州特許紛争解決制度について最近行われた費用便益分析³⁾が明らかにしたところによれば、特許侵害訴訟・特許無効訴訟の重複が回避される場合には、紛争当事者と欧州経済の双方にとって大きなメリットとなる。この予測によれば、法廷地が複数となる紛争事案が増加する結果、2013年における費用の節減は年間1億4,800万ないし2億8,900万ユーロとなる。かかる費用節減は、将来的にはさら

に大きなものとなりうる。

したがって、欧州共同体特許の創設と、(欧州特許・今後創設される欧州共同体特許に関する)統一特許訴訟制度の創設は、欧州にとって優先事項でありつづけている。

2. 統一特許訴訟制度を創設する協定の構想

欧州の特許訴訟に関する現行制度の重大な欠陥に鑑み、欧州特許庁の主導の下、複数の加盟国及び第三国は、欧州特許訴訟協定(EPLA)案を起草した(これは、欧州特許についてのみ、上述の欠陥を匡正するものであった)。しかし、必要となる同協定への欧州共同体の参加については、理事会において加盟国の十分な政治的支持が得られなかった。このため、欧州委員会は、上述の告示において、欧州特許と今後創設される欧州共同体特許の双方を対象とする統合的な裁判制度を提案した。理事会の「特許」作業部会は、この告示を基に、統一特許訴訟制度に関する議論を行った。〔それによれば、〕統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構は、欧州特許と欧州共同体特許の侵害と効力に関して、裁判管轄を有するものとされる。①第一審については分散型とし、②控訴審については単一とし、③欧州共同体法の解釈・適用の一貫性については欧州司法裁判所がこれを担保する、という統一特許訴訟制度の中心的な特徴と基本的な任務の大枠に関しては、比較的幅広いコンセンサスがあるようである。

統一特許訴訟制度は、欧州共同体条約300条の手続⁶⁾に基づく協定の締結により、これを創設すべきであり、また、欧州共同体・欧州共同体加盟国・その他の欧州特許条約締約国の参加によるものとすべきである。当該協定の対象とするいくつかの分野(エンフォースメント指令⁴⁾やブリュッセル第一規則⁵⁾に関するもの等)においては欧州共同体が協定の締結について専

属管轄を有するから、当該協定に欧州共同体が参加することは必要である。もつとも、現在のアキ⁷⁾は国内裁判所の手続に関するものであるから、該当規定が直接的な関連性を有していない可能性もあることに、留意すべきである。〔いずれにせよ、〕提案されている統一特許訴訟制度は、これが円滑に機能するために必要な限りにおいて、国内裁判手続に関する現行規定を逸脱するものである。当該協定は、2000年の欧州委員会による理事会規則案⁶⁾に基づく欧州共同体特許の創設を補充するものである。この規則案に関する作業は、欧州共同体特許と特許裁判制度に関する全体としての合意を可能とすることを目的として、理事会の作業部会において並行して継続される。

欧州共同体特許は、最近行われた欧州特許庁の特許改革を超えて、欧州特許が提供することのできない付加価値を提供するものである。欧州特許は、欧州特許庁により付与された後は、各国国内法の下にある国内特許の束として、〔各国特許に〕分割される。これに対して、欧州共同体特許は、欧州共同体商標と同じく、単一の知的財産権原(Rechtstitel, IP titles)である。欧州共同体特許は、〔加盟国国内において〕直接適用可能な規則⁸⁾により、欧州共同体全域における統一的な効力を獲得する。欧州共同体特許はEU全土において効力を有するから、EUの対域外国境における統一的な権利行使が可能となる。さらに、欧州共同体特許により費用は低廉化し、出願者・権利保有者の行政負担その他の負担は激減することになる。

したがって、欧州委員会としては、現下の経済危機にも鑑み、欧州全域的な特許訴訟制度と単一特許の双方を内容とする包括的な特許改革パッケージに、あくまでもこだわり続けるものである。この両分野において緊急の行動が必要であるということについては、産業界の全部門に亘って広汎なコンセンサスが存在し、そのこ

とは、議長国フランス〔当時〕との共催による2008年10月16日・17日のストラスブルグ知的財産権会議において示されたところである。

特許改革は、EU構造改革アジェンダ（「成長と雇用のためのリスボン戦略」⁹⁾、「成長と雇用のための欧州経済再生計画」⁷⁾、「域内市場レビュー」⁸⁾等）というより広い文脈において位置づけるべきものであり、《イノベーションの促進》や《企業の費用・負担の削減》という全体目標に対してかなりの貢献となるものである。

現段階において、加盟国は、統一特許訴訟制度を創設する混合協定（gemischtes Übereinkommen, mixed agreement）¹⁰⁾の締結に賛意を示しているようである⁹⁾。のみならず、欧州共同体特許に関する目立った論点に関しても、さらなる進捗があったところである。

理事会の作業部会におけるこれまでの議論の成果に鑑みれば、計画中の統一特許訴訟制度のメルクマールとして最も重要なものは、以下のようによまとめることができる：

- ・統一特許訴訟制度を構成するのは、①地方法廷（lokale Kammern, local divisions）・広域法廷（regionale Kammern, regional divisions）・中央法廷（Zentralkammer, central division）による第一審、②第二審、③法務局（Kanzlei, Registry）である。
- ・すべての法廷は、単一の手続による単一の裁判機構（Gerichtbarkeit, judiciary）の構成部分であるものとする。
- ・統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構の裁判官は、特許訴訟について高度の専門性を有し、かつ、技術的な専門知識を有しているべきである。
- ・この単一裁判機構の裁判官のための職業教育プログラムを創設することにより、特許訴訟に関する専門知識を改善・拡充できるようにし、また、かかる専門知識と経験が広汎な地理的範囲に伝播していくことを保障できるよ

うにする。

- ・法学的・技術的な専門教育を受けた特許裁判官をプールすることにより、（統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構の）地方法廷・広域法廷を強化するものとする。
- ・統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構が裁判管轄を有するのは、欧州特許と今後創設される欧州共同体特許の双方とし、公開された特許出願により与えられた保護に基づいた侵害訴訟・無効訴訟・反訴・不侵害確認訴訟・損害賠償請求訴訟を管轄することとなる。さらに、欧州共同体特許に関する強制実施権も扱うこととなる。国内特許庁により付与された特許は、創設される特許裁判制度の適用範囲には入らない。
- ・損害賠償請求訴訟と侵害訴訟については、統一特許訴訟制度において創設された裁判所機構が、もっぱらこれを管轄する。但し、当該裁判所機構の始動の日までは、いまだ決定のなされていない特許出願や、〔既に〕付与された欧州特許について、出願者・特許権者がこれを選択的に除外（オプト・アウト）することができる。
- ・統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構の決定は、原則として、該当する特許が効力を有する領域全土において、効力を有する。
- ・統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構は、基本的に、以下の権限を有する。
 - 欧州特許又は欧州共同体特許の無効を宣言すること
 - 特許侵害者に対して差止を命ずること
 - 特許を侵害する物品、又は、特許を侵害する物品の生産に用いられる原料の廃棄を命ずること
 - 侵害を受けた当事者に対する損害賠償の支払を命ずること。侵害を受けた当事者に対して、関与する第三者に関する情報を提供

- するよう、特許侵害者に命ずること
- 仮の措置及び保全措置（仮処分、財産調査命令、凍結命令、仮差押等）を講ずること
 - ・ 第一審裁判所の決定は、控訴裁判所において破棄することができる。
 - ・ 欧州共同体裁判所は、統一特許訴訟制度において創設される裁判所機構により提起される先決裁定問題で、欧州共同体法の解釈又は欧州共同体機関の法的行為の効力及び解釈に関するものについて、判断するものとする。
- もっとも、統一特許訴訟制度は今後創設される欧州共同体特許に対する裁判管轄をも有することとなるので、法的安定性のために、協定案が欧州共同体条約に適合するか否かについて、〔欧州委員会が〕欧州共同体条約300条6項に基づく鑑定を〔欧州司法裁判所に〕申立てることが適当である。

3. 当該交渉への欧州共同体の参加

欧州共同体は当該分野に対して管轄を有するので、当該協定案に関する交渉に欧州共同体が参加することは必要である。交渉においては、関係第三国との関係についても、これを考慮するものとする。

欧州共同体は、特許政策の観点からも、〔交渉への〕参加に対して利害・関心を有している。欧州特許条約の多様な締約国の国内裁判所が裁判管轄を有している現状は、真の域内市場の要求に適合するものではない。現在の制度は、費用が嵩むものであるし、複数の加盟国における〔裁判の〕結果が異なるものとなる（場合によっては、矛盾するものとなる）リスクがある。欧州特許・欧州共同体特許に関する決定を担当する単一の裁判所を創設することは、法的安定性と、EUレベル・欧州特許条約における特許法の適用・解釈の統一に役立つ。特許権者にとっては、自らの特許に関する紛争を解決するための、より予測可能性・迅速性・廉価性の高い

方法が提供されることになり、これにより、成長・競争力・雇用には好ましい影響が及ぼされることとなろう。とりわけ中小企業にとっては、特許制度がより身近なものとなる公算が高い。

B. 勧告

上記に鑑み、欧州委員会は、以下に掲げる事項を勧告する：

- ・ 統一特許訴訟制度を創設する協定の締結について交渉を行うことを、理事会が欧州委員会に授権すること
- ・ 欧州委員会が、加盟国の代表による特別委員会（欧州委員会が別記の交渉指針に基づく任務を遂行するにあたってこれを支援するもの）の諮問の下に、欧州共同体を代表して上記交渉を行うことを、理事会が決定すること
- ・ 加盟国の管轄に属する事項に関して、加盟国が、上記特別委員会において、この協定の交渉にあたって第三国に対して採用する立場について、加盟国同士及び欧州委員会との調整を行うこと
- ・ 理事会が、別記の交渉指針を採択すること

別記 交渉指針

- ・ 当該協定は、欧州共同体・欧州共同体加盟国・その他の欧州特許条約締約国が、これを締結するものとする。
- ・ 欧州委員会は、統一特許訴訟制度において創設された裁判所機構が、欧州特許と欧州共同体特許の双方について裁判管轄を有することを保証するものとする。
- ・ 欧州委員会は、当該協定案の規定、及び、当該協定案を構成する一切の法制度が、アキ・コミュノテール⁷⁾に適合することを保証するものとする。但し、専門の特許裁判所の創設に必要な限りにおいては、アキからの逸脱が認められるものとする。
- ・ 欧州委員会は、統一特許訴訟制度により創設

された裁判所機構により提起された先決裁定問題で、欧州共同体法の解釈、又は、欧州共同体機関の法的行為の効力及び解釈に関するものについては、欧州司法裁判所がこれを判断することを、保証するものとする。

・欧州委員会は、当該協定案の規定が、欧州共同体特許の創設に適合するものであることを保証するものとする。

注記（番号のみのものは原注である）

*ブリュッセル、2009年3月20日。統一特許訴訟制度を創設する協定の締結交渉の開始の欧州委員会への授権を目的とする、理事会に対する欧州委員会勧告（SEC（2009）330最終版）。ドイツ語原文はEUR-Lex（©欧州諸共同体、1998-2009）。ドイツ語原文から日本語への翻訳文責は専ら中村匡志にある（2009年訳）。但し、本翻訳の利用によって生じた損害（翻訳の誤りに基づく損害）については何ら責任を負わない。Empfehlung der Kommission an den Rat zur Ermächtigung der Kommission zur Aufnahme von Verhandlungen über ein Übereinkommen zur Schaffung eines einheitlichen Patentgerichtssystems, SEK（2009）330 endgültig. Im Original erschienen in Deutsch in EUR-Lex, <http://eur-lex.europa.eu/>, ©Europäische Gemeinschaften, 1998-2009. Die Verantwortung für die Übersetzung ins Japanisch von der originalen Version in Deutsch trägt ausschließlich Tadashi Nakamura, 2009. Haftung ausgeschlossen.

- 1) <http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/html/epc/2000/d/contents.html>
- 2) 民事及び商事事件における裁判管轄ならびに判決の承認及び執行に関する理事会規則（欧州共同体2001年44号）、官報2001年1月16日L12号1頁。
- 3) Harhoff, Economic Cost-Benefit Analysis of a Unified and Integrated European Patent Litigation System, Final Report, Study commissioned by DG MARKT of the European Commission, Tender No. MARKT/2008/06/D, 31 December 2008, as revised on 9 February 2009, p.40.

- 4) 知的財産権のエンフォースメントに関する2004年4月29日の欧州議会及び理事会指令（欧州共同体2004年48号）。
- 5) 民事及び商事事件における裁判管轄ならびに判決の承認及び執行に関する欧州共同体規則2001年44号。〔前掲注2〕と重複するが、これは原文のままである。〕
- 6) 2000年7月5日の欧州委員会文書2000年412号最終版、官報2000年11月28日C337号。2004年3月8日の理事会により改訂された最新版の案として、理事会文書2004年7119号。
- 7) 欧州委員会文書2008年800号最終版、2008年11月26日。
- 8) 担当官作業文書「域内市場レビュー：一年を経過して」、SEC（2008）3064、2008年12月16日。
- 9) 理事会文書2009年5072号（欧州特許及び欧州共同体特許の裁判所に関する協定案及び法案）。

訳者注記

- 訳1) 欧州特許条約締約国間の国際協定により、欧州特許に関する統一訴訟制度を整備しようという構想で、後述の通り当該構想そのものは実現を見なかったものの、今回のUPLA構想の重要な叩き台となった。
- 訳2) この文書の採択時点における欧州特許条約の締約国は、欧州共同体加盟国・スイス・リヒテンシュタイン・モナコ・トルコ・アイスランド・ノルウェー・クロアチア・マケドニアの35か国であったが、2009年7月1日にサンマリノが加盟し、36か国となっている。なお、欧州共同体加盟国（EU加盟国と同じ）とは、ドイツ・フランス・イタリア・ベルギー・オランダ・ルクセンブルク・デンマーク・イギリス・アイルランド・ギリシャ・スペイン・ポルトガル・オーストリア・スウェーデン・フィンランド・ポーランド・チェコ・スロヴァキア・ハンガリー・スロヴェニア・エストニア・ラトヴィア・リトアニア・マルタ・キプロス・ルーマニア・ブルガリアの27か国である。
- 訳3) 欧州経済地域（EEA）を構成するのは、欧州共同体加盟国・アイスランド・ノルウェー・リヒテンシュタインである。
- 訳4) 1988年9月16日の民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する条約と、こ

れを改正する2007年10月30日の民事及び商事事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する条約のこと（官報2009年6月10日L147号1頁以下参照）。締約国は欧州共同体・アイスランド・ノルウェー・スイス・デンマークであり（なお、デンマークは欧州共同体加盟国であるが、特殊事情により締約国となっている）、基本的な目的は、欧州共同体とその他の締約国の国際民事手続法を収斂させることである。内容的には欧州共同体の国際民事手続法制と基本的に同じものであるため、事実上、欧州共同体の国際民事手続法制を他の締約国にも拡張して適用するのと同様の結果をもたらしている。本文において「欧州共同体＝ルガーノ体制」と呼ばれているのは、この法制である。

- 訳5) http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/consultation/summary_report_en.pdfの諮問を指しているものと思われるが、当該諮問は特許訴訟保険の導入に関するものであり、内容的にも本文の記述と必ずしも噛み合っていない。
- 訳6) 欧州共同体が第三国又は他の国際組織と条約を締結する場合の手続を規定した条文であり、原則として、①理事会に対する欧州委員会勧告→②理事会の授権→③欧州委員会による交渉→④署名・締結に関する欧州委員会の提案→⑤欧州議会の関与（聴聞又は同意）→⑥理事会の決定、という手続を踏む必要がある。その際、欧州議会・理事会・欧州委員会・加盟国は、当該条約が欧州共同体条約に適合するものであるか否かについて、欧州司法裁判所に鑑定を求めることができる（同条6項）。
- 訳7) EU法において「アキ」(acquis)とは「既得の法状態」を意味し、条約・立法・判例等によりこれまでに達成された統合の成果の一切を包括的に呼称するテクニカル・タームとして用いられる。EUには、「アキ・コミュニテール」(欧州諸共同体の既得法状態)を保持・発展させる義務が課せられている（EU条約3

条1項）。

- 訳8) 欧州共同体の立法形式の一種である「規則」は、加盟国国内において直接適用可能とされているため（欧州共同体条約249条2項）、規則が個人に権利を付与する場合には、各加盟国の国内法転換行為を待たずして直接に権利が生ずる。
- 訳9) 2000年3月のリスボン欧州理事会はEUを世界一競争力ある経済圏にすることを目的としたEUの国際競争力強化戦略を策定した。この「リスボン戦略」は、2004年にヴィム・コックを座長とする諮問委員会から実施体制の不備が指摘され、2005年に経済成長政策と雇用拡大政策の実施に焦点を絞る改良がなされた。この「成長と雇用のためのリスボン戦略」においては、現在、①知識社会・イノベーション、②中小企業振興、③労働市場、④気候変動・エネルギーの4つの重点分野が定められており、統一特許訴訟制度の整備は、①の重点分野における重要課題としての位置づけを与えられている。
- 訳10) 欧州司法裁判所の判例によれば、協定締結により法規範を設定する欧州共同体の「対外的な」立法管轄事項は、欧州共同体法令の制定により法規範を設定する「対内的な」立法管轄事項と一致するものとされている（欧州司法裁判所1971年3月31日判決、1970年22号事件（AETR事件）、判例集1971年263頁以下）。すなわち、協定の対象とする事項の立法管轄が（加盟国ではなく）欧州共同体に属する場合には欧州共同体がEU側の協定当事者となり、協定の対象とする事項の立法管轄が（欧州共同体ではなく）加盟国に属する場合には加盟国がEU側の協定当事者となる。しかし、協定によっては協定の対象とする事項の立法管轄が欧州共同体と加盟国の双方に跨る場合があり、この場合には、EU法上、欧州共同体と加盟国の双方が当事者となる必要がある。これを、「混合協定」と呼んでいる。

（原稿受領日 2009年6月15日）